

津市消防団機能別団員の特定の消防事務等に関する要綱

平成 22 年 3 月 31 日訓第 18 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓第 31 号

令和 2 年 12 月 3 日訓第 64 号

令和 5 年 10 月 12 日訓第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市消防団条例（平成 18 年津市条例第 257 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 項に規定する機能別団員（以下「機能別団員」という。）が処理する特定の消防事務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(機能別団員の種類)

第 2 条 機能別団員の種類は、一般機能別団員、学生機能別団員及び事業所機能別団員とする。

(機能別団員が処理する特定の消防事務)

第 3 条 一般機能別団員は、分団長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 所轄区域における火災の消火活動
- (2) 所轄区域における火災による人命の救助活動
- (3) 大規模災害時等における消火活動、救助活動、避難誘導活動、避難所運営活動等
- (4) その他消防団長が必要と認める活動

2 学生機能別団員は、消防団長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 災害時における避難所等での応急救護、物資配布などの支援活動
- (2) 各種消防講習会等における支援及び広報活動

3 事業所機能別団員は、事業所における勤務時間内に発生した災害等に関し、消防団長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 事業所近隣における傷病者の応急手当及び火災発生時の後方支援活動
- (2) 大規模災害時等の避難誘導活動及び応急救護の支援活動

(訓練等)

第 4 条 一般機能別団員は、原則として年 1 回、基本団員が平時に行う消防活動上必要とする訓練に参加するものとする。

- 2 学生機能別団員及び事業所機能別団員は、津市消防団が行う消防活動上必要とする訓練等に参加するものとする。

(任命要件)

第5条 一般機能別団員は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者とする。

- (1) 基本団員として5年以上の勤務経験を有する者
- (2) 消防吏員として3年以上の勤務経験を有する者
- (3) 分団長が前2号に掲げる資格と同等と認め、機能別団員として適格と認める者

2 学生機能別団員は、在学する学校長の推薦を受けた者とする。

3 事業所機能別団員は、当該事業所に在職する事業所代表者の推薦を受けた者とする。

附 則

この訓は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓第31号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月3日訓第64号）

この訓は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和5年10月12日訓第53号）

この訓は、令和5年11月1日から施行する。